

社会資本整備重点計画について

〔令和3年5月28日〕
閣議決定

社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条に規定する社会資本整備重点計画を、令和3年度から令和7年度までを計画期間として、別冊のとおり定める。